

Q 未払賃金に時効はあるか

A 退職手当を除く賃金の請求権は3年間、退職手当の請求権は5年間の短期消滅時効が定められています。(労基法第115条)

時効の効力、援用、中断、停止等の時効制度については、民法の一般原則(民法第144条以下)によります。

時効によって請求権が消滅するのを防ぐための時効中断事由には、

- ①労働者の裁判上の請求
- ②使用者の承認
- ③差押え
- ④仮差押え

などがあります。

なお、時効によって賃金請求権が消滅した場合においても、刑事的には、公訴時効が完成するまでは、労働基準法の罰則の適用があることとなります。